

【補正事項】

○ 「営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金」の支給 2, 076億円  
【産業労働局】

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、都内の飲食店等に対して、緊急事態措置期間中の2月8日から3月7日まで営業時間短縮の要請を延長することに伴い、全面的に協力頂き、かつ感染防止のガイドラインを遵守し、感染防止徹底宣言ステッカーを掲示する事業者の店舗を対象とした「営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金」（一律168万円）を支給